

戸田市児童福祉審議会



平成25年度第1回会議資料



(1) 子ども・子育て支援新制度の 概要について

子育ての現状と課題



- ◎少子化の進行（合計特殊出生率：全国1.39、戸田市1.42）
- ◎少子化の原因（晩婚化、女性の社会進出、共働き等）
- ◎子育ての負担感の増加（高齢出産、核家族化）
- ◎地域コミュニティの希薄さ（孤立した育児）
- ◎保育施設の不足（保育園、学童保育室）
- ◎厳しい経済状況（不安定な雇用、低賃金等）

質の高い幼児期
の学校教育、保育
の総合的な提供

保育の量的拡大・
確保、教育・保育
の質的改善

地域の子ども・子
育て支援の充実

子ども・子育て関連3法



・子ども・子育て支援法

(施設型給付、地域型保育給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実)

・認定こども園法の一部改正法

(幼保連携型認定こども園以外のこども園の充実、
幼保連携型認定こども園の認可・指導監修等の一本化)

・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(55の関係法律について規定を整備)

子ども・子育て3法の趣旨とポイント



【3法の趣旨】

自民公3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

●認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設

地域型保育給付は都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

●認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に統一

●地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、学童保育室等)の充実

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

<子育てのニーズ>
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭

<子育てのニーズ>
学校教育+保育+学童
保育室+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭

<子育てのニーズ>
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

<子育てのニーズ>
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育園
=施設型給付の対象

小規模保育事業者、家庭的保育事業者、
居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者
=地域型保育給付の対象

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

- ・学童保育室

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

<幼保連携型>

※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善の実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

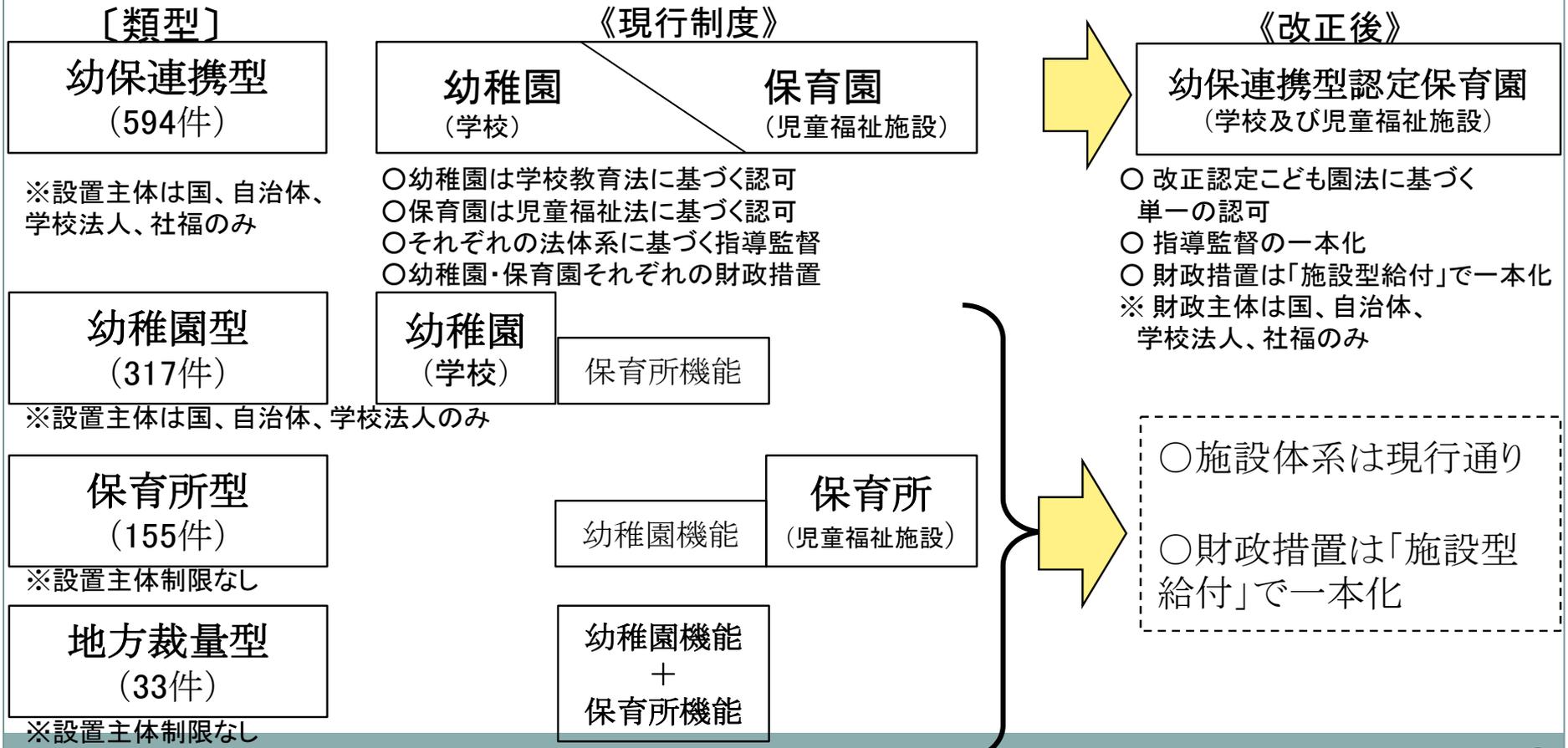
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

○認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)

- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進
- ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)

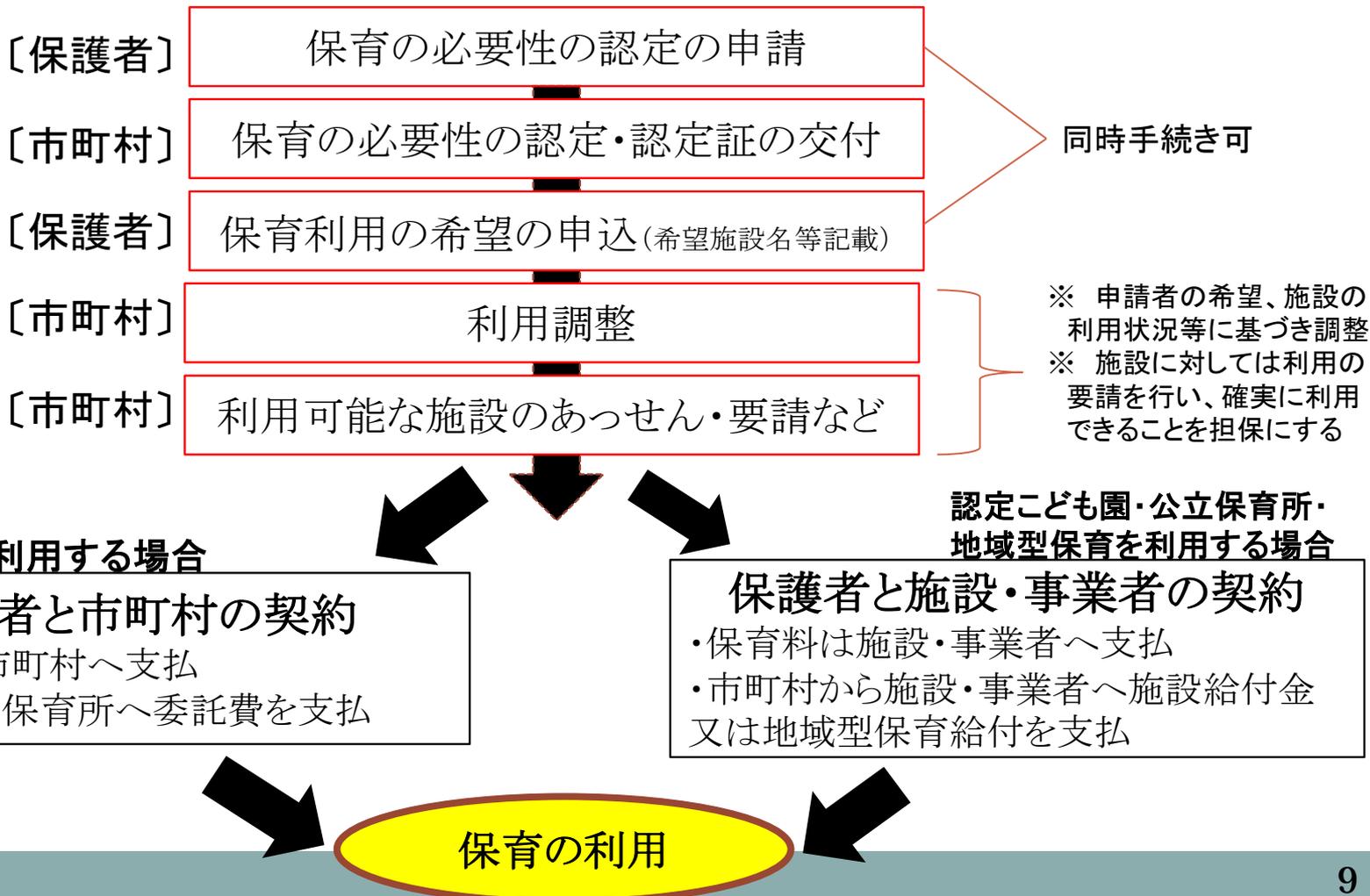
○財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所、を通じた共通の「施設型給付」で一本化 → 消費税を含む安定的な財源を確保



(認定こども園の合計件数は1099件(H25.4時点))

保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どものすべての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。





(2) 子ども・子育て支援事業計画 の策定について

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定(第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の内容及びその実施時期(第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一時的提供及び当該学校教育・保育の推進移管する体制の確保の内容(第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3号第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例)平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳)<2号>

○保育の必要性あり(0-2歳)<3号>



○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足分
は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)



量の見込み



確保の内容、
実施時期

不足分
は整備

(○年度に○人分)

○認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ワークライフバランスのために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

審議会の役割

子ども・子育て支援法において

- ・ 教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定めるとき
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- ・ 子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議

審議会、合議制の機関もしくは、子育て当事者の意見を反映
→ 市町村は、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める

計画策定や総合的な子ども・子育て支援施策の実施

- ・ 地域の子育て家庭の実情を踏まえ、子育てニーズの反映が必要
 - ・ 実施状況の調査審議、継続的な点検・評価・見直しが必要
- 児童福祉、教育、子育て支援にかかわる方々の参画を得て調査審議
→ 戸田市児童福祉審議会

戸田市の現状

【人口】(25.4.1現在)

128,345人

※130,156人(25.11.1現在)

【面積】

18.17km²

【平均年齢】(25.11.1現在)

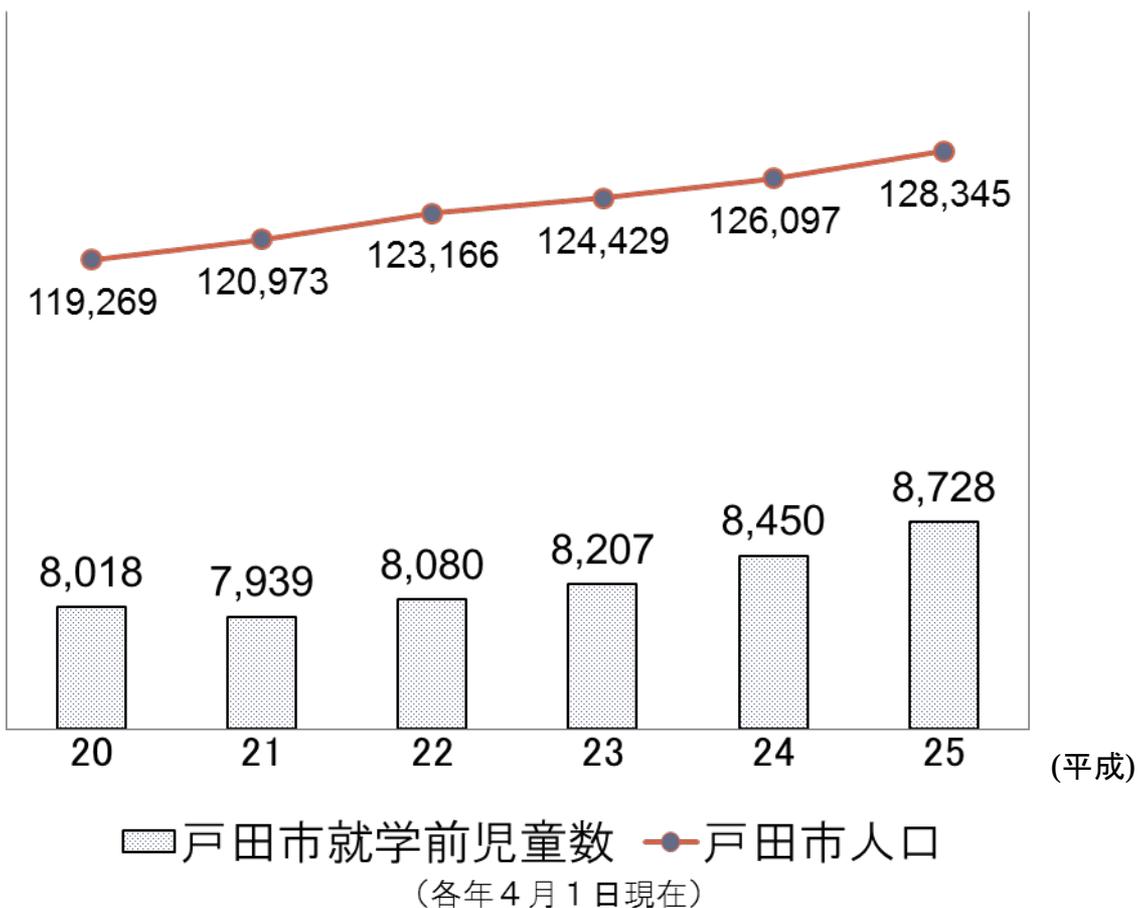
39.2歳

※県内1~2位を争う

【合計特殊出生率】

(H24) 1.46人

※県内4位



戸田市就学前児童数 8,728人 (H25.4.1現在)

◆戸田市待機児童数

各4月1日 現在	新定義	旧定義	前年対比	備考
H22年	47人	219人	124%	
H23年	44人	273人	94%	2園増
H24年	19人	232人	43%	1園増
H25年	34人	233人	179%	2園増
各10月1日 現在	新定義	旧定義	前年対比	備考
H22年	115人	339人	124%	
H23年	96人	348人	83%	2園増
H24年	44人	350人	46%	1園増
H25年	94人	368人	214%	2園増

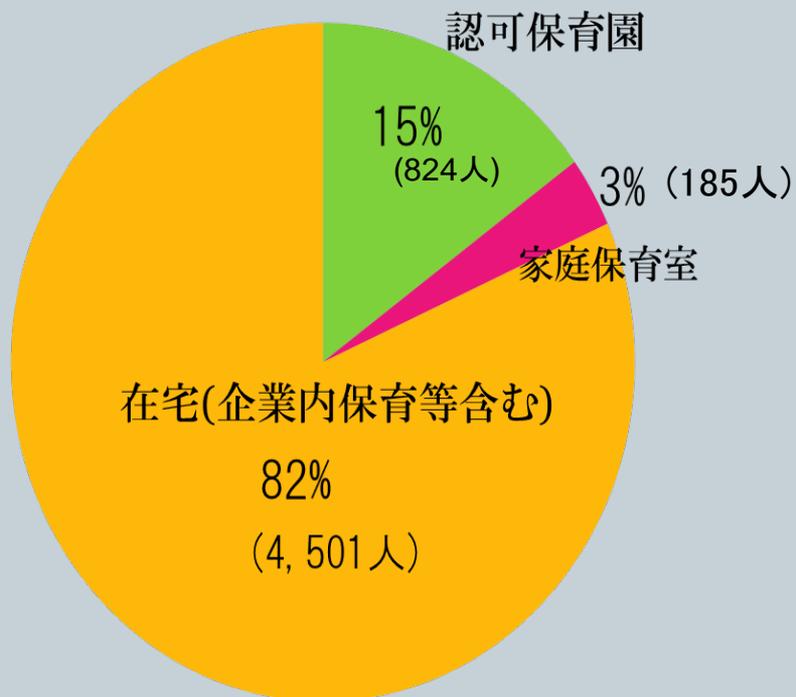
◆保育・教育施設

	箇所数	定員数	入所者数
認可 保育園	21	1,953	1,997
幼稚園	10	2,920	2,731
家庭 保育室	17	389	206
学童 保育室	22	1,225	860

戸田市の就学前児童の保育状況

H25. 4. 1現在

0～2歳児の状況



3～6歳の状況

